

秋田県告示第 3 8 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、その指定を解除するので、同法第 7 条第 6 項において準用する同条第 4 項及び同法第 9 条第 9 項において準用する同条第 4 項に基づき公示する。

令和 7 年 7 月 25 日

秋田県知事 鈴木 健 太

告示年月日及び告示番号		区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成22年 1 月 15 日	第17号	春木沢	鹿角市尾去沢字瓜畑、春木沢及び軽井沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成23年11月22日	第493号	横道 1 号	鹿角郡小坂町小坂字横道、上谷地及び丑森（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

指定時の図面である「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び秋田県鹿角地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。